

## 「放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」開催要綱

## 1 目的

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令基準」という。）については、平成26年4月に公布したところであり、この省令基準の内容等についての検討が行われた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」がとりまとめた報告書（平成25年12月25日）において「今後、新たに作成するガイドライン等で示すべき主なものは、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理していく必要がある。」とされたところであり、その中に「資格要件としての研修科目・内容」等が検討課題として挙げられている。
- 省令基準第10条第3項には、「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者（保育士、社会福祉士他）であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない」と規定したところであり、「都道府県知事が行う研修（以下「認定研修」という。）」を都道府県が実施する際に目安となる研修科目・時間等の研修内容の検討を早急に進め、認定研修ガイドライン（案）を都道府県に示す必要がある。
- さらに、産業競争力会議において議論されている「子育て支援員（仮称）」制度においては、放課後児童クラブの補助員についても、この制度の活用により人材を確保することが想定されており、各分野の専門委員による研修内容等の検討が求められている。
- 以上のことから、放課後児童クラブの質の向上のための研修について、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

## 2 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。

## 3 検討事項

- (1) 地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証
- (2) 省令基準に基づき、認定研修ガイドライン（案）〔研修体系、研修科目・時間（講義・実習）、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準・方法など〕の策定
- (3) 「子育て支援員（仮称）」制度における放課後児童クラブ分野の専門研修（案）〔研修体系、研修科目・時間（講義）、講師の選定基準・方法など〕の策定、認定研修との関係整理〔一部科目免除制度の実施方法の検討など〕
- (4) その他質の向上のための研修方法等の検討

## 4 運営

検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局育成環境課が行う。

## 5 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上定める。

(別紙)

放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
野中 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
堀内 智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
松村 祥子	放送大学名誉教授
依田 秀任	仁愛大学非常勤講師

(敬称略、五十音順)